

～使用者・人事労務担当者必聴！WITHコロナ時代に～

# パートタイム・有期雇用労働の 雇用ルールの要点

令和2年4月に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、令和3年4月1日からは中小企業にも適用されます。

一方、東京都労働相談情報センターには、令和元年度は約13,800件ものパートタイム・有期雇用労働者に関する労働相談が寄せられており、企業にはパートタイム・有期雇用労働者の適正な雇用管理が求められています。

本セミナーでは、WITHコロナ時代において、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理を適正に行うためのルールについて、基本から最新事情まで要点解説します。

《1日目》

4月23日（金）

14：00から16：00まで

【パートタイム・有期雇用労働雇用ルールの基本】

- ・パートタイム・有期雇用労働と労働法
- ・無期転換ルール
- ・パートタイム・有期雇用労働と社会保険 等

《2日目》

4月27日（火）

14：00から16：00まで

【パートタイム・有期雇用労働雇用ルールの最新事情】

- ・パートタイム・有期雇用労働の現状
- ・同一労働同一賃金指針（均等・均衡待遇と待遇についての説明義務等）
- ・最近の裁判例
- ・働き方改革関連法に対応した就業規則等の整備 等

講師

特定社会保険労務士 佐藤 道子 氏

定員

30名 先着順、要事前申込み

対象

使用者、人事労務担当者、  
テーマに関心のある方

会場

東京都八王子労政会館 2階第1会議室

（八王子市明神町3-5-1）

申込方法

インターネット・電話・FAX（申込用紙は裏面）からお申込みください。  
※定員に達した時点で受付は終了いたしますので、ご了承ください。

申込先

東京都労働相談情報センター

電話：03-5211-2209 FAX：03-5211-3270

URL：<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>



《ご注意》

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内では常にマスクの着用をお願いいたします。体調が優れない場合は、受講をご遠慮ください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況や、天災等による交通機関の運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。
- お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために利用します。また、新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、会場の施設管理者や保健所等の公的機関に、受講者氏名、電話番号等の必要な情報提供を行いますので、ご了承ください。その他の目的で使用することはありません。

主催



東京都労働相談情報センター

## FAX申込用紙&受講番号のお知らせ

申込先：東京都労働相談情報センター FAX送信先：**03-5211-3270**

下表の太枠内にご記入のうえ、上記宛先までFAXでお送りください。折り返し受講番号をご連絡いたします。  
 受講番号は当日の受付において必要となります。お申込後3日を過ぎても受講番号の連絡がない場合は、お手数ですが東京都労働相談情報センターまでお問合せください。（TEL:03-5211-2209）

お名前	受講ご希望日（○印をご記入ください）		受講番号
	4/23（金）	4/27（火）	
カタカナでご記入ください。			（こちらで記入します）
カタカナでご記入ください。			（こちらで記入します）
FAX番号		電話番号	

※お申込みいただいた際の情報は、本セミナー受講に関してのみ利用し、目的外には利用いたしません。セミナー終了後は速やかに適切な方法で破棄いたします。

《受付処理欄》 お申込みありがとうございます。 月 日受付いたしました。  
 受講番号は上記の通りです。当日の受付でお名前と受講番号をお申し付けください。

### 八王子労政会館 案内地図



- JR中央線 八王子駅 徒歩10分
- 京王線 京王八王子駅 徒歩5分

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください

※受付はセミナー開始30分前より行います  
 ※会場の所在地についてのお問い合わせは、  
 ☎ 042-645-7451へお願いいたします